

鳥取県情報公開条例 逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、県政に対する県民の知る権利を尊重して、公文書の開示を求める権利その他情報公開に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、もって県民参加による開かれた公正な県政の推進に資することを目的とする。

第1 趣旨

本条は、「鳥取県情報公開条例」の制定目的を明らかにしたものであり、条例の解釈の指針となるものである。

第2 解釈・運用

1 「県民の知る権利を尊重して」とは、「知る権利」は未だ具体的な権利として確立されたものではないが、憲法第92条に規定する地方自治の本旨の理念に基づき、県民の県政への参加に資するため、県民の公文書の開示を求める権利を基礎づけるものとして重要であるとともに、県民に積極的な情報公開制度の利用を促す意味から条文中に明記するものである。

2 「公文書の開示を求める権利」とは、実施機関が保有する公文書について、当該公文書の開示を求める権利を制度的に保障するものである。

これにより、実施機関は、条例で定める要件を満たした公文書の開示請求に対しては、当該公文書の閲覧、視聴又は写しの交付その他の物品の供与に応じなければならない条例上の義務を負うものである。

なお、公文書の開示を求める権利を保障することにより、実施機関の公文書の開示の決定等に対して、請求者が不服の場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく救済のみちが開かれるものである。

3 「県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、もって県民参加による開かれた公正な県政の推進に資する」とは、本条例の究極の目的を明らかにしたものである。

そもそも県政は県民の信託に基づくものであり、県は県民に対し、その諸活動を具体的に明らかにし、説明することが責務とされているところである。情報公開制度は、この説明する責務を全うするための制度であることを明記したものである。

このように、公文書の開示を求める権利を保障することにより、県民の県政への参加が一層推進され、より開かれた公正な県政が実現されることとなる。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関又は法人その他の団体をいう。

- (1) 知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者
 - (2) 県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）
 - (3) 鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社（以下「公社」という。）
 - (4) 法人の設立時に拠出される財産及びこれに準ずるものの全額を県が拠出している法人（公益財団法人鳥取県造林公社、公益財団法人鳥取県教育文化財団、公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会及び公益財団法人鳥取県文化振興財団をいい、以下「全部出資法人」という。）
 - (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、県が設置する公の施設の管理を行う法人その他の団体のうち全部出資法人以外のもの（以下「指定管理者」という。）
- 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人、公社、全部出資法人及び指定管理者にあつては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - (2) 鳥取県公文書等の管理に関する条例（平成23年鳥取県条例第52号。以下「公文書条例」という。）第2条第4号に規定する特定歴史公文書等（以下「特定歴史公文書等」という。）
 - (3) 図書館、博物館その他の施設において一般の利用に供することを目的として管理されているもの（特定歴史公文書等を除く。）
 - (4) 指定管理者が保有しているもののうち、当該指定管理者が管理を行う公の施設の管理の業務に係るもの以外のもの

第2条第1項 実施機関

第1 趣旨

本条第1項は、この条例により情報公開を行う「実施機関」について定めたものである。

第2 解釈・運用

- 1 「実施機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）により、独立して事務を管理し、執行する権限を有する機関のうち知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者並びに県が設立した地方独立行政法人（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）並びに地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）より設立された鳥取県住宅供給公社及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）により設立された鳥取県土地開発公社並びに全部出資法人（法人の設立時に拠出される財産及びこれに準ずるものの全額を県が拠出している法人（公益財団法人鳥取県造林公社、公益財団法人鳥取県教育文化財団、公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会及び公益財団法人鳥取県文化振興財団）並びに指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、県が設置する公の施設の管理を行う法人をいう。）をいう。

各実施機関内部における公文書の開示に関する事務の分掌は、それぞれの実施機関の行政組織

規則、事務処理権限規則等の定めるところによる。

- 2 本県では、地方公営企業管理者が置かれておらず、地方公営企業法上の管理者の権限は知事が行っているため、この場合における「知事」とは、執行機関としての知事と企業局の管理者の権限を行う知事の両者をいう。
- 3 鳥取県住宅供給公社、鳥取県土地開発公社、全額出資法人及び指定管理者については、その業務（指定管理者にあっては、指定管理者が管理を行う公の施設の管理の業務に係るものに限る。）が実質的に行政の一部といえることやその保有する文書の開示行為が行政処分と位置づけることが可能であることなどからこの条例の実施機関とするものである。
- 4 鳥取県が設立する地方独立行政法人は、その事業内容が実質的に県行政の一部を担うものであり、また、業務運営には中立性及び公共性が求められるものであるため、この条例の実施機関とするものである。

第2条第2項 公文書

第1 趣旨

本条第2項は、この条例の開示の対象となる「公文書」について定めたものである。

第2 解釈・運用

- 1 「実施機関の職員」とは、本条第1号に規定する実施機関の指揮監督権に服する全ての職員をいい、実施機関の附属機関の委員を含むものである。また、県が設立した地方独立行政法人及び公社、全部出資法人及び指定管理者については、そのすべての役員及び職員を指すものである。
- 2 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において事実上作成し、又は取得したことをいう。

「職務上」とは、実施機関の職員が、法律、命令、条例、規則等により与えられた任務又は権限をその範囲内において処理することをいう。

なお、「職務」には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理している事務を含むものである。

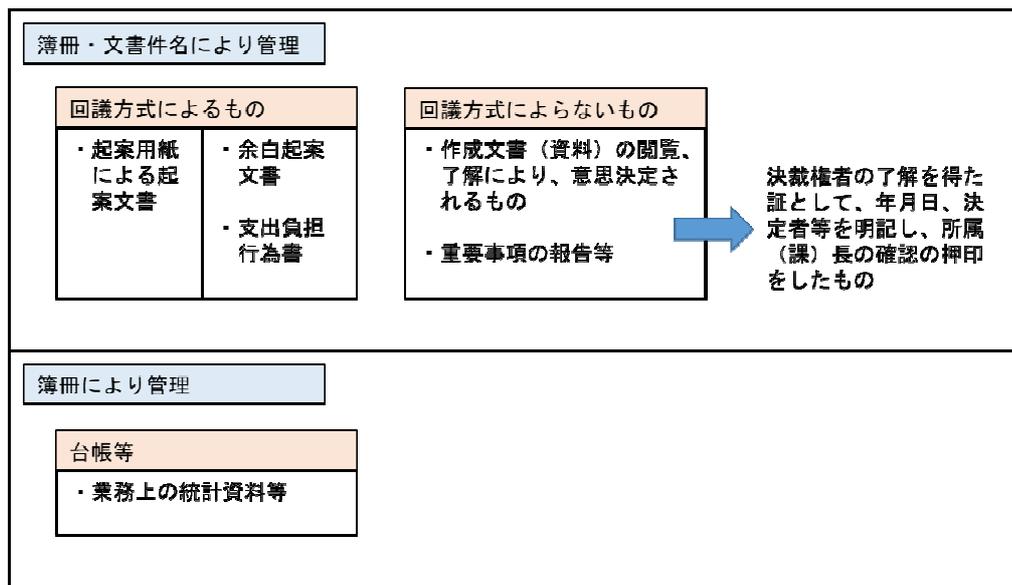
- 3 「文書、図画、写真、スライド及び電磁的記録」とは、具体的には次のものをいう。
 - (1) 文書（起案文書、供覧文書、台帳、帳票類等）
 - (2) 図画（地図、図面、設計図等）
 - (3) 写真（印画紙に焼き付けたもの（ネガフィルムを含む。））
 - (4) スライド（幻燈用スライドフィルム）
 - (5) 電磁的記録（①磁気テープ：ビデオテープ、録音テープ等、②磁気ディスク：フロッピーディスク等、③光ディスク：コンパクトディスク等）
- 4 「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、決裁、供覧等の手続が終了したもの、決裁、供覧等の手続中であるもののほか、次のものをいう。

作成又は取得に関与した職員が検討している段階のものや職員個人が個人的に保有しているものでなく、鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）等に基づく決裁権者の確認はなされているが、署名、押印による決裁、供覧等の手続がなされていないものであって、公文書等を各担当課（室）等において組織として共用している実質を備えた状態、すなわち、各担当課（室）等において業務上の必要性から利用・保存している状態のものをいう。具体的には次のようなものがあげられる。

（例）台帳、業務日誌、事務引継書、予算要求書、記録簿、会議資料等

なお、実施機関の職員が職務に関連して作成したもののうち、当該職員が記憶しておくべき事項等について私的に記録したメモ等は、組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものではなく、公文書には該当しない。

【組織共用文書の範囲】



5 ただし書について

市販されており、既に公にされている文書等や、歴史若しくは文化又は学術研究等の資料価値に着目して一般の利用に供している文書等は、開示請求の対象となる必要がないことから除外したものである。

また、指定管理者が保有しているもののうち、当該指定管理者が管理を行う公の施設の管理の業務に係るもの以外のものは、県政と直接関係がないことから除外したものである。

(解釈及び運用の方針)

第3条 実施機関は、公文書の開示に当たっては、公文書の開示を求める権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用するものとする。

2 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

第1 趣旨

本条は、実施機関がこの条例を解釈し、運用するに当たっての基本的な考え方を定めたものである。

第2 解釈・運用

1 この制度の目的にかんがみ、開示・非開示等の判断に当たっては、原則公開の基本理念の立場に立って解釈、運用するものとする。

2 開示・非開示の決定等及び開示の実施に当たっては、迅速に対応するよう努めるものとする。

3 原則公開の立場に立つ公文書公開制度にあっても、個人に関する情報については、最大限の配慮をすべきであり、個人の秘密その他通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にならないよう解釈し、運用するものとする。

なお、「個人の秘密その他通常他人に知られたくない個人に関する情報」の具体的判断は、条例第9条第2項第2号の規定に基づき行うものであるが、その解釈及び運用に当たっては、本条の趣旨に沿って慎重に行うものとする。

(適正使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即し適正に使用しなければならない。

第1 趣旨

本条は、この条例により公文書の開示を受けたものの責務を定めたものである。

第2 解釈・運用

1 「この条例の目的に即し」とは、第1条に定める「県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、もって県民参加による開かれた公正な県政の推進に資する」というこの条例の目的に従うということである。

2 「適正に使用しなければならない」とは、この条例により公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を、社会の良識に従って適正に使用しなければならない、いやしくも特定の個人や企業に対するいやがらせ、脅し等に用いるなど他人の権利利益を侵害することがあってはならないということである。

なお、公文書の開示によって得た情報が、不適正に使用され、又は使用されるおそれがあると認められる場合には、当該使用者にその中止を要請するものとする。

(開示請求権)

第5条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

第1 趣旨

本条は、開示請求権の根拠規定であり、何人でも開示請求できることを定めたものである。

第2 解釈・運用

- 1 条例の目的からしても、開示請求権を行使すべき主な主体は県民である。

しかし、社会経済活動や行政施策の広域化、情報化の進展等により県政に関する情報を必要とする者が必ずしも県民に限定されなくなっている。

また、県では、移住定住の促進、商工・観光等様々な分野で従来よりも積極的に情報を発信するようになってきており、県外者からの開示請求を積極的に認めて県政の透明性を高めることは、より積極的な情報公開・発信につながるものである。

このような状況においては、むしろ県の行政に利害関係や関心を有している者等に、広く県の保有する情報を入手しうる機会を保障し、県が県外にも広く情報公開することに積極的な意義を認めることができることから、「何人」にも開示請求を認めることとしたものである。

- 2 「何人」には、自然人、法人のほか、自治会、PTA、商店会、消費者団体等であって、法人格を有しないが、団体の規約及び代表者が定められているものも含まれる。

なお、自然人には、外国人も含まれる。

- 3 代理人による請求については、代理関係を証明する書類（委任状等）の提出を求めて確認するものとする。

(開示請求の方法)

第6条 前条の規定による請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出する方法により行わなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) その他規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、前項の請求書が知事以外の実施機関に係る請求書であるときは、同項の規定にかかわらず、当該請求書を知事に提出する方法により開示請求を行うことができる。この場合において、知事は、提出された請求書を当該実施機関に送付するものとする。

3 実施機関は、開示請求がその形式上の要件に適合しないと認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

4 実施機関は、前項の補正が正当な理由なく行われなときは、開示請求者に対し、開示請求に係る公文書を開示しないことができる。

第1 趣旨

本条は、公文書の開示請求の具体的な手続について定めたものである

第2 解釈・運用

1 公文書の開示請求書の様式は、鳥取県情報公開条例施行規則（平成12年鳥取県規則第8号）第2条第1項において、「公文書開示請求書（様式第1号）」を定めており、これに必要事項を記載して、提出等を行うものとする。

2 開示請求の方法は、開示請求書を直接窓口を持参し、若しくは送付し、又はファクシミリにより送信する方法や、電子申請による方法がある。

なお、具体的な事務の取扱いについては、鳥取県情報公開事務取扱要綱（平成12年県民第2781号鳥取県総務部長通知。以下「事務取扱要綱」という。）第4の定めるところにより行うものとする。

(開示請求に対する決定等)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求があった日から起算して15日以内に、公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、公文書の全部を開示しない旨の決定、第12条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る公文書を保有していない旨の決定(以下「開示決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対して、延長する理由及び期間を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、開示請求者に対して、その内容を書面により通知しなければならない。この場合において、公文書の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときは、当該開示決定等の理由及び当該開示決定等の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にあっては、当該期日を付記しなければならない。

4 実施機関は、開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことができないときは、第1項又は第2項の規定にかかわらず、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

5 実施機関は、開示請求に係る公文書に開示請求者、国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び全部出資法人以外の者(以下「第三者」という。))に関する情報(指定管理者が管理を行う公の施設の管理の業務に係る情報(以下「指定管理情報」という。))を除く。以下同じ。)が含まれている場合において、当該開示請求に係る公文書の内容に現に他の公文書の開示に係る訴訟(以下「同類の訴訟」という。)の争点となっているもの(判決が確定していないものに限る。)が含まれており、かつ、第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者から当該公文書の開示に反対の意見を表示した意見書が提出されたときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、開示決定等(当該公文書の内容のうち現に同類の訴訟の争点となっている部分に係るものに限る。)の期限を判決が確定した日から起算して15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、当該開示請求があった日から起算して45日以内に、開示請求者に対し、この項を適用する旨を書面により通知しなければならない。

6 実施機関は、前2項の規定による通知をした場合は、鳥取県情報公開審議会にその旨を報告しなければならない。

第1 趣旨

本条は、開示請求のあった公文書について公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、公文書の全部を開示しない旨の決定、第12条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る公文書を保有していない旨の決定(以下「開示決定等」という。)の手続について定めたものである。

第2 解釈・運用

- 1 公文書開示決定通知書等の様式は、鳥取県情報公開条例施行規則第4条第2項に定めている。
- 2 第1項について
 - (1) 実施機関は、公文書の開示請求書が提出されたときは、速やかに開示決定等を行うこととし、当該開示請求書が提出された日から起算して15日以内に行わなければならない。
 - (2) この15日には、県の休日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する休日をいう。）も含むものであるが、15日目が、県の休日に当たるときは、直後の県の休日でない日をもって満了日とする。
- 3 第2項について
 - (1) 「やむを得ない理由があるとき」とは、おおむね次のような場合をいう。
 - ア 一度に多数の請求がある等、期間内に公文書を検索することが困難であるとき、又は請求のあった公文書の内容が複雑で、期間内に開示決定等を行うことが困難なとき。
 - イ 請求のあった公文書に県以外のもの（開示請求者、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「第三者」という。）に関する情報が記録されており、条例第14条の規定により当該第三者の意見を聴く必要があり、期間内に開示決定等を行うことが困難であるとき。
 - ウ 天災の発生等のため、期間内に開示決定等を行うことが困難であるとき。
 - エ 年末年始など公務を行わないとき、その他合理的な理由により、期間内に開示決定等を行うことが困難であるとき。
 - (2) 「30日以内に限り延長することができる」とは、やむを得ない理由により、15日以内の開示決定等を行うことができない場合にあっては、請求書を受け付けた日から起算して45日以内の開示決定等を行わなければならない趣旨である。
- 4 第3項について
 - (1) 公文書の一部を開示する旨の決定、公文書の全部を開示しない旨の決定又は第12条の規定により開示請求を拒否する旨の決定をした場合は、第9条第2項各号又は第12条各号の規定のいずれに該当するのか、具体的に理由を記載した通知書によって、また、開示請求に係る公文書を保有していない旨の決定をした場合についても開示請求者にできる限り具体的な理由を記載した通知書によって、通知しなければならないことを実施機関に義務付けたものである。
 - (2) 「その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる」とは、おおむね1年以内において一定の期間が経過することにより第9条第2項各号又は第12条各号の規定に該当する理由が消滅することや、当該文書を保有することが確実であり、公文書の開示をすることができるようになる期日があらかじめ明示できる場合をいう。

なお、この期日の明示は、公文書の開示ができるようになる期日を教示するものであり、その期日に公文書の開示をすることを意味するものではないため、当該公文書の開示については、開示請求者がその期日以後に改めて公文書の開示請求を行わなければならない。
- 5 第4項について
 - (1) 「開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、……開示決定等を行うことができないとき」とは、1件の開示請求に係る公文書が大量であること又は同時期に多数の開示請求が集中したことにより、これらを45日以内に処理することが不可能な場合をいう。
 - (2) 「相当の部分」とは、45日以内の開示決定等を行うことができる分量であり、「相当の期間」とは、実施機関の事務の執行に著しい支障を生ずることなく、残りの公文書について開示決定等を行うことができる期間であって、いずれも当該開示請求に係る実施機関の実態に応じ、個別に判断されるものである。
 - (3) この規定を適用する場合の開示請求者への通知は、第7条第1項に規定する期間内、すなわち開示請求があった日から起算して15日以内に行わなければならない。

6 第5項について

- (1) 本項は、第三者の情報を含む公文書の開示の可否に関する訴訟の係属中に、新たに同類の公文書の開示請求が行われた場合に、当該訴訟の判決確定までの間、特例的に開示決定等の延長を行うことができることとすることにより、判決確定前に公文書を開示することにより生じる第三者の不利益を防止しようとするものである。
- (2) 「当該開示請求に係る公文書の内容に現に他の公文書の開示に係る訴訟（以下「同類の訴訟」という。）の争点となっているもの（判決が確定していないものに限る。）が含まれており」とは、県が現に係争中の公文書公開訴訟で争っている開示の可否の判断と同様の判断を要する内容を当該開示請求に係る公文書が含んでいることをいう。
- (3) 「（当該公文書の内容のうち現に同類の訴訟の争点となっている部分に係るものに限る。）」とは、開示請求に係る公文書のうち、同類の訴訟の争点になっていない部分又は第三者が開示に同意している部分については、本項を適用せず、第1項又は第2項の期間内に開示決定等を行うこととしたものである。
- (4) この規定を適用する場合の開示請求者への通知は、開示請求があった日から起算して45日以内にしなければならない。前項の通知期間と異なるのは、第三者への意見聴取手続に要する期間を考慮したためである。

7 第6項について

前2項による特例的な延長措置について、実施機関による恣意的な運用がなされないよう、公正・中立な第三者機関である鳥取県情報公開審議会（以下「審議会」という。）に事後報告することとしたものである。

- 8 開示請求に対する決定等に関する具体的な事務の取扱いについては、事務取扱要綱第5に定めるところによる。

(開示の方法)

第8条 実施機関は、前条第1項の規定により、公文書の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該公文書の開示を実施しなければならない。

2 公文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、スライドについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

3 実施機関は、公文書の閲覧又は視聴の方法により開示することが当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該公文書の写しにより開示を行うことができる。

第1 趣旨

本条は、公文書を開示する場合の具体的な方法を定めたものである。

第2 解釈・運用

1 第2項は、公文書の開示方法について定めたものであり、電磁的記録の開示方法については、鳥取県情報公開条例施行規則第4条第3項に定めるところにより行うものとする。

2 第3項は、公文書の開示は当該公文書の原本により行うことを基本とするが、開示の請求がしばしば予想されるようなもの、当該原本を開示の対象としたのでは、原本が汚損し、又は破損するおそれがあるもの等については、当該公文書の原本を複製して、その複製したものをもって閲覧又は写しの交付とすることができるとしたものである。

3 「その他相当の理由があるとき」とは、次のような場合が考えられる。

(1) 歴史的に価値のある公文書で慎重な取扱いを要するものであるとき。

(2) 台帳等日常業務に使用している公文書で、原本を開示することにより事務に支障が生ずるとき。

(3) 他の公文書とともに一冊の簿冊になっていて、取り外しが困難なとき。

(4) 公文書を部分開示するとき。

4 公文書の開示の方法等に関する具体的な事務の取扱いについては、事務取扱要綱第7に定めるところにより行うものとする。

(開示義務)

第9条 実施機関は、公文書の開示請求があったときは、当該公文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員、公社の役員及び職員、全部出資法人の役員及び職員並びに指定管理者の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報（指定管理者にあつては、指定管理情報に限る。）に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であつて、規則で定めるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容

エ 公にすることが公益上必要であり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報であつて、規則で定めるもの

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び全部出資法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報（指定管理情報を除く。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提出されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社、全部出資法人及び指定管理者の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報（指定管理者にあつては、指定管理情報に限る。）であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社、全部出資法

人又は指定管理者が行う事務又は事業に関する情報（指定管理者にあつては、指定管理情報に限る。）であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、公社、全部出資法人又は指定管理者の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人、公社、全部出資法人若しくは指定管理者に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 小学校の児童、中学校の生徒又は義務教育学校若しくは特別支援学校の児童若しくは生徒（以下この号及び第18条の2において「児童等」という。）の全国的又は全県的な学力の実態を把握するため実施される調査の学級ごとの集計結果であつて、児童等の数が10人以下の学級に係るもの

(8) 鳥取県政務活動費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）第6条第2項の規定に基づき提出される証拠書類の写しに記載されている情報であつて、公にすることにより、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの

第9条（開示義務）関係

第1 趣旨

本条第1項は、公文書の開示請求に対して、実施機関は原則公開しなければならない義務を定めたものである。ただし、本条第2項に規定する一定の非開示情報については公開しないことを定めたものである。

第2 解釈・運用

- 1 本条第2項各号は、原則公開の例外を規定したものであり、非開示とする合理的な理由のある情報を限定的かつ明確に類型化したものである。
- 2 「当該公文書を開示しないものとする」とは、請求のあった公文書に本条第2項各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、実施機関に公文書を開示しなければならない義務を課すものである。
- 3 本条第2項各号に該当する非開示情報が記録されている公文書については、当該公文書のすべてが開示できないとするものではなく、部分開示となる場合や、開示請求の時期によっては後日公文書の開示ができる場合もあり得ること、さらに第11条に規定する公益上の理由による裁量的開示により開示ができる場合もあり得ることに留意する必要がある。
- 4 本条第2項各号と地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条第1項に規定されている公務員の守秘義務との関係では、本条第2項各号は、公文書における非開示情報の範囲を定めているのに対して、地方公務員法第34条第1項の守秘義務は、職務上知り得た秘密を守るべき公務員の服務規律を定めたものであり、両者はその趣旨及び目的を異にしている。

また、本条第2項各号に掲げる非開示情報の範囲には、一般的には守秘義務の対象となる実質秘を内包しているものと考えられるので、本条第2項各号のいずれにも該当しないとして公文書を開示したとしても、守秘義務違反に問われることはないものと判断される。

- 5 地方自治法第100条第1項《調査権、出頭、証言及び記録の提出請求等》、民事訴訟法（平成

8年法律第109号)第220条《文書提出義務》、弁護士法(昭和24年法律第205号)第23条の2第2項《報告の請求》及び刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項《捜査に必要な取調べ》の規定等のように、法令の規定により、実施機関に対して公文書の提出又は閲覧等が要求される場合がある。これらの要求は、情報公開制度による請求とは異なるので、本条第2項各号に該当するかどうかにより当該要求に応ずるか否かを決定するのではなく、これらの要求の目的、対象公文書の内容、法令の趣旨等を総合的に勘案して、個別具体的に判断することとなる。

第9条第2項第1号(法令等の規定により開示できない情報)関係

第1 趣旨

本号は、法令又は条例の規定により開示することができないとされている情報及び各大臣等から開示してはならない旨の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報が記録されている公文書は、開示しないことを定めたものである。

第2 解釈・運用

- 1 「法令又は条例の規定」とは、法律、政令、省令その他の命令及び条例をいう。
- 2 「実施機関が従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報」とは、地方自治法に規定する法定受託事務における各大臣等の明示の指示等をいう。
- 3 「各大臣等」とは、大臣のほか、大臣から当該事務に係る権限を委任された事務次官、局長等をいう。

第9条第2項第2号(個人に関する情報)関係

第1 趣旨

本号は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する観点から、個人のプライバシーの保護を図るための規定である。しかし、個人のプライバシーの具体的な内容は法的にも社会通念上も必ずしも明確ではないことから、特定の個人が識別され又は識別され得る個人に関する情報が記録されている公文書については開示をしないことを定めたものである。併せて特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、個人の権利利益が害されるおそれのある情報が記録されている公文書についても開示しないことを定めたものである。

第2 解釈・運用

- 1 「個人に関する情報」とは、思想、心身の状況、学歴、職歴、成績、住所、親族関係、財産状況、所得その他一切の個人情報をいい、死者に関する個人情報も含むものである。
- 2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、第3号に規定する事業を営む個人の当該情報と同じであって、第3号により判断すべきものであり、本号は適用しない。
なお、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係のない個人に関する情報は本号に含まれる。
- 3 「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」とは、当該情報から特定個人が識別でき、若しくは識別できる可能性のある情報(氏名・住所等)だけでなく、当該情報からは直接特定個人が識別され得ないが、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報をも含む。
- 4 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)に規定する次の情報は、非開示とする。
(1) 第2条第10号に規定する実施機関非識別加工情報(同条第11号に規定する実施機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「実施機関非識別加工情報」という。)
(2) 実施機関非識別加工情報の作成に用いた同条第7号に規定する保有個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易

に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。)を除く。)から削除した同条第1号アに規定する氏名、生年月日その他の記述等又は同号イに規定する個人識別符号

- 5 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの」とは、個人が識別される情報を含まないにもかかわらず、財産権その他個人の正当な利益を害するおそれのある情報をいい、例えば、個人の未発表の研究論文等の情報が該当すると考えられる。
- 6 個人に関する情報は、一度開示されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあるので、個人情報記録されている公文書の取扱いについては、その内容がみだりに公にされることのないよう、常に最大限の配慮をすること。
- 7 本号は、個人情報記録された公文書は、当該本人にも非開示とすることを原則とするので、特定の個人情報記録されている公文書については、当該本人から開示請求があっても、本人以外のものからの請求と同様に非開示とする。

なお、当該本人に係る個人情報記録された公文書については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）による開示請求の対象となる。

8 「ただし書ア」について

「法令等の規定により公にされ」とは、一般に閲覧、公表等をする旨が法令等に規定されている場合をいう。法令等で請求目的が制限されているもの（戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第3項、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項）や、利害関係人等一定の者に限って閲覧等を認めているものは、一般に公表されている情報とはいえないことから、この規定には該当しない。

「慣行として公にされ」とは、現在、何人も知りうる状態に置かれている情報をいう。過去に広く報道された事実であったとしても、現在は、限られた少数の者しか知り得る状態にはない情報の場合は、これに該当しない。

「公にすることが予定され」とは、開示請求の時点では公にされていないが、将来公にすることが予定されている場合をいう。

なお、公にする時期について具体的計画がない場合であっても、当該情報の性質上、通常公にされるものであるときは、これに該当する。また、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したもののうち、本人が公表されることについて了承しているものや、公表することを前提に提供を受けたものも、これに含まれるものである。

9 「ただし書イ」について

「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、人の生命、健康、生活等に対する危害又は侵害を未然に防止したり、拡大することを防止したり、又は再発を防止する等のため公開することが必要と認められる情報をいう。個人の正当な権利利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであるが、これに優越する公益がある場合は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる限度において、開示することとしたものである。

なお、公にすることが必要であると認められる情報に該当するかどうかは、非開示とすることにより保護される利益と開示とすることによりもたらされる利益とを比較衡量して判断することとなる。

10 「ただし書ウ」について

「公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職

員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに公社の役員及び職員、全部出資法人の役員及び職員並びに指定管理者の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報（指定管理者にあつては指定管理者が管理を行う公の施設の管理の業務に係る情報（以下「指定管理情報」という。）に限る。）の地位を表す名称及び氏名並びに当該職務遂行の内容については、行政の説明責務の観点から原則としてこれらの個人情報を開示することとしたものである。

公務員には、一般職、特別職、常勤職員はもとより、非常勤職員及び臨時職員をも含むものである。

また、独立行政法人等の役員及び職員、地方独立行政法人の役員及び職員、公社の役員及び職員、全部出資法人の役員及び職員並びに指定管理者の役員及び職員も公務員と同様に、役員、常勤職員のほか臨時職員等も含むものである。

ただし、当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であつて、規則で定めるものについては開示しない。

なお、規則においては、次の情報を定めている。

- (1) 給与、勤務成績その他の通常他人に知られないことが相当であると認められる情報
- (2) 開示することにより、当該公務員に対する暴行、脅迫等を招く明白かつ差し迫った危険が予見される情報
- (3) 警部補及びこれに相当する職以下の職にある警察職員の氏名

1 1 「ただし書エ」について

「公にすることが公益上必要であり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報であつて、規則で定めるもの」とは、ただし書イに掲げる情報以外の情報であつて、開示することによりもたらされる公益性や説明責任が高いものを、規則に定め開示することとしたものである。

なお、規則において、次の情報を定めている。

- (1) 食糧費の相手方の職氏名
- (2) 交際費の相手方の職氏名
- (3) 法令等に基づき法人等から提出された報告書等に記載された当該法人等の役員及び従業員の職氏名及び業務の遂行の内容

なお、これらに該当するものであつても、開示により個人の権利利益を不当に侵害するおそれのある情報は、非開示となる。

第 9 条第 2 項第 3 号（法人に関する情報）関係

第 1 趣旨

- 1 本号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の事業活動の自由を原則として保障しようとする趣旨であり、公開することにより法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報等が記録されている公文書については、公文書の開示をしないことを定めたものである。
- 2 本号ただし書は、法人等又は事業を営む個人の事業活動により、現に発生しているか、将来発生するおそれのある危害等から人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報等が記録されている公文書については、本号本文に該当する場合であっても開示することができるという趣旨である。

第 2 解釈・運用

- 1 「法人」とは、営利法人、社団法人、財団法人、学校法人、社会福祉法人等をいい、「その他の団体」とは、いわゆる権利能力なき社団等をいう。

なお、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社及び全部出資法人の情報

及び指定管理者の情報(指定管理情報に限る。)については、その公共的性格にかんがみ、本号の法人の範囲から除外する

- 2 「事業を営む個人」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の2第7項から第9項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業、水産業等の事業を営む個人をいう。
- 3 「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所得等事業活動に直接関係する情報をいい、当該事業活動と直接関係のない家族状況、事業活動と区分される所得、財産等の状況等は、個人に関する情報であるので本号には該当しない。

4 「ア」について

- (1) 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上又は販売上の情報であって、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの
- (2) 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの
- (3) その他開示することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報
- (4) 開示・非開示の判断に当たっては、非開示とすることにより保護される利益と開示することによりもたらされる利益を比較衡量して判断することとなる。
- (5) 次のような情報が記録された公文書は、「競争上の地位その他正当な利益を害する」とは認められず、開示できるものである。

ア 法令等の規定により、何人でも閲覧できる情報(閲覧を当事者又は利害関係者だけに認めているものは含まない。)

(例) 法人に関する登記事項

イ 実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報(法人等は又は事業を営む個人が公表について了承し、又は公表を前提として提出した情報を含む。)

(例) 事業を営む法人等が作成した企業パンフレット等に含まれる事項

(例) 報道、広告等により法人等が公表した営業実績

ウ 県が従来慣行上公表してきた情報で、かつ、今後も引き続き公表しても、それが事業を営むものの正当な利益を害しないと認められるもの

エ 情報が加工、整理され、個々の事業を営む者が識別できなくなっているもの

オ 許可、免許、届出等に関する情報及び補助金の支出に関する情報で、生産技術等の部分を除いたもの

(例) 法人設立許可申請書

(例) 補助金交付申請書

カ 県に提出された請求書等に記載された法人等の取引金融機関名及び口座番号(広く公にされているため)

キ 契約書や申請書に記録された法人等の印影(偽造等のおそれは想定できないため。)

5 「イ」について

- (1) 法人等及び事業を営む個人に関する情報であって、開示しないことを条件として提出した情報の取扱いを定めたものであり、当該情報については、開示しない旨の条件が付されていることを理由として非開示とするのではなく、当該条件を付することが合理的と認められる場合に限り、非開示とするものである。
- (2) 「任意に提出されたもの」とは、法令等の規定を根拠としないで提供された情報をいう。
- (3) 「通例として公にしないこととされているもの」とは、当該情報が現に公にされていないというだけでは足りず、当該情報の性質上、一般的に公にしないことが相当と認められることが必要である。

(4) 「当時の状況等」とは、公にしないとの条件の合理性は、当該情報の提出当時における諸般の事情を基本として判断するが、その後の事情の変化も斟酌して判断するとの趣旨である。

6 「ただし書」について

法人等又は個人の事業活動によって危害が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、開示することを定めたものである。この場合、現に危害が発生している場合のほか、その発生蓋然性が高い場合も含まれ、その事業活動が違法又は不当であるか否かを問わない。

「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかどうかについては、非開示とすることにより保護される利益と開示することによりもたらされる利益を比較衡量して判断することとなる。この比較衡量に際しては、開示することにより保護される利益の性質及び内容を踏まえる必要があり、特に、人の生活又は財産を保護する必要性の判断に当たっては、その侵害の内容、程度と保護の必要性を十分に検討する必要がある。

第9条第2項第4号（犯罪の予防等に関する情報）関係

第1 趣旨

本号は、開示することにより、公共の安全等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることについて相当の理由がある情報が記録されている公文書を非開示とすることを定めたものである。

第2 解釈・運用

- 1 「犯罪の予防、鎮圧」とは、刑事犯、行政犯を問わず、犯罪行為をあらかじめ防止したり、現に発生している犯罪行為を鎮めることをいう。
- 2 「（犯罪の）捜査、公訴の維持、刑の執行」とは、公訴の提起及び遂行のため、被疑者を発見し、身柄を保全し、また、証拠を収集し、保全する活動をいう。
- 3 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、捜査のほか、平穏な社会生活、社会の風紀その他の公共の安全と秩序を維持することをいう。
- 4 「実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定にならい、本号に規定する情報に該当するかどうかについては犯罪の予防、捜査等に関する専門的、技術的判断を要するものであることから、当該判断は第一義的に実施機関において行うべき旨を明確にしたものである。
- 5 「支障を及ぼすおそれがあると認められる情報」とは、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある次のような情報をいう。
 - (1) 犯罪の予防、鎮圧、捜査等の事実又は内容に関する情報
 - (2) 犯罪の予防、鎮圧、捜査等の手段、方法、体制等に関する情報
 - (3) 情報提供者、被疑者、被害者、捜査員等関係者に関する情報
 - (4) 犯罪の目標となることが予想される施設の所在や警備の状況等に関する情報
 - (5) 訴訟に関する情報

第9条第2項第5号（審議、検討又は協議に関する情報）関係

第1 趣旨

- 1 本号は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社、全部出資法人及び指定管理者の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報（指定管理者については指定管理者が管理を行う公の施設の管理の業務に係る情報に限る。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報が記録されている公文書を非開示とすることを定めたものである。

- 2 県及び国の機関等の内部又は相互間の審議、検討又は協議に関する情報が公にされると外部からの圧力や干渉等の影響を受けることにより、率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれる場合がある。また、未成熟な情報が公にされると誤解や憶測により県民の間に混乱を生じさせ、特定のものに不利益を及ぼすおそれがある。

本号は審議途中等における情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、県及び国等の機関等の意思決定に対する支障が看過することができない程度のものである場合に、これを非開示とすることとしたものである。

第2 解釈・運用

- 1 「県の機関」とは、県のすべての機関をいい、執行機関、議決機関及びそれらの補助機関又は事務局等のほか、執行機関が設置する附属機関も含む。
- 2 「県以外の地方公共団体」とは、他の都道府県、市町村、特別区、財産区、広域連合又は一部事務組合をいう。
- 3 「内部又は相互間」とは、各機関の内部及び各機関相互間をいう。
- 4 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、各機関における内部又は相互間における審議、検討又は協議のほか、会議、打合せ、意見交換、相談等に関連して、実施機関が作成し、又は取得した情報をいう。

第9条第2項第6号（事務又は事業の遂行に関する情報）関係

第1 趣旨

本号は、公開することにより、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社、全部出資法人又は指定管理者が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（指定管理情報に限る。）が記録されている公文書を非開示とすることを定めたものである。

第2 解釈・運用

- 1 「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業に直接かかわる情報だけではなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含むものである。
- 2 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかの判断に当たっては、「適正」という要件を判断するに際しては、開示のもたらす支障のみならず、開示のもたらす利益も比較衡量しなければならない。「支障」の程度は、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが要求されること、また、「おそれ」の程度も単に可能性が存在するだけでは足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されるものであるため、この規定の適用に当たっては留意する必要がある。
- 3 「監査、検査、取締りに関する情報」とは、県又は国等の機関が権限に基づいて行う検査、指揮監督、取締り等をいう。
- 4 「試験に関する情報」とは、県又は国等が行う資格試験、入学試験、採用試験等をいう。
- 5 「契約、交渉に関する情報」とは、県、国、公社等が行う各種の契約、用地買収、損害賠償、損失保障等をいう。
- 6 「争訟に関する情報」とは、訴訟、行政不服審査法等の審査請求等における争訟の方針、内容等に関する情報をいう。
- 7 「調査研究に係る事務に関する情報」とは、大学、研究所等の機関における品種改良等の各種調査研究に係る事務をいう。
- 8 「人事管理に係る事務に関する情報」とは、県、国、公社等の職員の給与等その他人事管理に係る事務をいう。
- 9 「国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業」とは、国営企業法及び地方公営企業法に規定

する企業をいう。

第9条第2項第7号（学力調査結果に関する情報）関係

第1 趣旨

本号は、小学校の児童、中学校の生徒又は義務教育学校若しくは特別支援学校の児童若しくは生徒の心情に対する配慮並びに教育行政の適正な遂行に対する支障の防止の観点から、全国的又は全県的な学力の実態を把握するため実施される試験の学級ごとの集計結果で、児童又は生徒の数が10人以下の学級に係るものにつき非開示とすることを定めたものである。

第2 解釈・運用

公開することにより、個人は識別できなくても、その構成員である児童生徒の状況が類推されることなどから、安易な順位付けや誤った序列意識などにより、成長段階にある児童生徒が劣等感や優越感を抱くなど精神的なマイナスの影響が生じるなど教育上の配慮から、10人以下の学級に係る結果について非開示とするものである。

第9条第2項第8号（政務調査費の証拠書類に関する情報）関係

第1 趣旨

本号は、鳥取県政務調査費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）に基づき県議会議員が代表監査委員に対して提出する収支報告書の証拠書類について、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるものを非開示と定めるものである。

第2 解釈・運用

「議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、議員の支援者・支援団体等を特定することができる情報などをいい、具体的には、給料等支給職員の氏名等、調査研究協力者の氏名等、支出・購入先事業者名、請負先事業者名、委託先事業者名、貸借先事業者名等が考えられる。これらは、第2号又は第3号に該当するものもありうるが、政治活動への支障という観点から、新たな非開示情報として定めたものである。

(部分開示)

第 10 条 実施機関は、開示請求に係る公文書に前条第 2 項各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合において、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分を容易に分離でき、かつ、当該開示請求の趣旨を損なわないと認めるときは、当該非開示情報に係る部分を除いて、当該公文書を開示しなければならない。

2 開示請求に係る公文書に前条第 2 項第 2 号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第 1 趣旨

- 1 本条第 1 項は、原則公開の趣旨から、可能な限り公文書を開示するため、請求に係る公文書に開示しないことができる情報が記録されている場合であっても、非開示部分とそれ以外の部分を容易に分離でき、かつ、当該分離により請求の趣旨を損なわれることがないと認められるときは、当該公文書の全体を非開示とするのではなく、非開示部分を除いて公文書の開示をする趣旨である。
- 2 本条第 2 項は、開示請求に係る公文書に個人情報記録されている場合に、個人が識別される情報とそれ以外の部分を区分して取り扱うべき場合及びその場合における非開示とする範囲について定めたものである。

第 2 解釈・運用

- 1 「容易に分離でき」とは、請求のあった公文書から開示しないことができる部分とそれ以外の部分を多くの費用と時間をかけずに、かつ、当該公文書を汚損又は破損することなく分離できることをいう。
- 2 「請求の趣旨を損なわない」とは、請求の趣旨から判断し、開示請求者が知りたいと思う公文書の内容を相当程度充足すると判断できることをいう。
- 3 公文書の部分開示に関する具体的な事務の取扱いについては、事務取扱要綱第 5 及び第 6 に定めるところにより行うものとする。

(公益上の理由による裁量的開示)

第 11 条 実施機関は、第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、開示請求に係る公文書に非開示情報（同項第 1 号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

第 11 条 (公益上の理由による裁量的開示) 関係

第 1 趣旨

本条は、開示請求に係る公文書に第 9 条第 2 項各号に規定する非開示情報が記録されている場合であっても、実施機関の高度な行政的判断により、当該情報を公開することが公益上特に必要であると認めるときは、当該公文書を開示することができることを定めたものである。

第 2 解釈・運用

「公益上特に必要があると認めるとき」とは、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合において、非開示にすることにより保護される利益と公益上開示する必要性を個別、具体的に判断し、公益上特に開示する必要があると認めるときという意味である。

(公文書の存否に関する情報)

第12条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる。

- (1) 特定の個人の病歴に関する情報その他の個人に関する情報が含まれる公文書の開示請求があった場合で、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該個人の権利利益が侵害されるおそれがあるとき。
- (2) 特定の法人等又は事業を営む個人が有する商品の製造技術に関する情報その他の法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる公文書の開示請求があった場合で、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が侵害されるおそれがあるとき。
- (3) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の情報が含まれる公文書の開示請求があった場合で、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を開示することとなるとき。
- (4) 特定の試験の出題内容に関する情報その他の監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関する情報が含まれる公文書の開示請求があった場合で、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 前各号に規定する場合のほか、公文書の存否の事実により特定の情報の存在が明らかになる開示請求があった場合で、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき。

第1 趣旨

開示請求に対しては、当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにし、開示又は非開示を決定すべきであるが、情報の性質により、公文書が存在するか否かを回答するだけで、非開示情報として保護すべき利益が害される場合もあることから、本条各号に該当する情報については、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定ができることを定めたものである。

第2 解釈・運用

- 1 本条各号が適用される場合は、個人の病歴等の情報、法人の生産技術等に関する情報、犯罪捜査等に関する情報又は将来の試験の出題問題等に関する情報など、情報の存否自体を明らかにすることにより、公開することにより保護すべき利益を損なうことが明らかな場合である。また、第5号の適用についても、第1号から第4号までと同様に、保護法益を損なうことが明らかな場合に限られる。
- 2 本条により開示請求を拒否するときは、第7条第1項の規定に基づき決定を行うこととなるが、これは行政処分であって、争訟の対象となるものであり、必要にして十分な理由を提示することが義務付けられる。本条の適用は、あくまで例外的なものであり、厳格に解釈し、濫用することがないよう留意しなければならない。

(事案の移送)

第13条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成され、かつ、当該他の実施機関が開示決定等を行うことが開示請求者の利益を損なわないと認められるときその他他の実施機関が開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事業が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示を実施しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

第1 趣旨

本条は、事案の移送につき、その要件、手続、効果等について定めたものである。

第2 解釈・運用

1 第1項について

(1) 「開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであり、かつ、当該他の実施機関が開示決定等を行うことが開示請求者の利益を損なわないと認められるとき」は、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができることを定めたものである。この場合、本来的には開示請求を受け付けた実施機関が開示決定等を行うものであることに注意を要する。

なお、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

(2) 「その他他の実施機関が開示決定等をするにつき正当な理由があるとき」とは、開示請求に係る当該公文書に他の実施機関の事務に密接な関連を有する情報が記録されている場合等をいう。

2 第2項について

事案の移送は、実施機関相互の協議が整った場合に限り可能とするものであり、協議が整わない場合は、開示請求を受けた実施機関が処理することとなる。

この移送措置は、行政内部の問題であり、開示決定等を行わなければならない期間の算定については、当初の開示請求があった日から起算する。

3 第3項について

開示の実施は、移送を受けた実施機関が行うことを明確にするとともに、移送を受けた実施機関が円滑に開示の実施が行えるよう、移送した実施機関の協力義務を明らかにしたものである。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 14 条 開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第 9 条第 2 項第 2 号イ又は同項第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第 9 条第 2 項第 2 号エに規定する情報(規則で定めるものを除く。)に該当すると認められるとき。

(3) 第三者に関する情報が含まれている公文書を第 11 条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第 19 条及び第 20 条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知しなければならない。

第 1 趣旨

本条は、開示請求に係る公文書に開示請求者、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社以外の第三者に関する情報が記録されている場合における当該第三者に対する意見書提出の機会の付与及び第三者による争訟の機会の確保について定めたものである。

第 2 解釈・運用

1 公文書が一度開示されると、当該公文書に自らに関する情報が記録されている者にとっては、回復しがたい損害が生ずるおそれがある。このため、第三者に関する情報が記録されている公文書を開示するに当たっては、事前に、当該第三者に十分な手続的保障の機会を与えられる必要がある。

したがって、開示決定を行うに当たっては、第三者に意見書提出の機会を与え、反対意見書が提出されたときは、開示決定の日と開示実施の日との間に 2 週間以上置き、第三者が訴訟等を行う機会を確保することとしている。

2 第 1 項について

意見書提出の機会の付与は、開示請求のあった公文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者に意見書の提出を求め、その結果を決定の際の参考とすることにより、当該公文書の開示、非開示の判断の適正を期することを目的とするものであり、実施機関に第三者に意見書の提出を義務付けるものではなく、また、実施機関の決定が第三者の意見に拘束されるものでもない。

3 第 2 項について

(1) 第三者に関する情報が記録された公文書に人の生命、身体、健康等の保護又は公益上特に必要があると認められる情報が記録されているときは、関係者との調整の必要性が認められるため、実施機関は、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならないことを規定したものである。

なお、実施機関の決定が第三者の意見に拘束されるものではないことは、第 1 項の規定の場合と同様である。

(2) 「当該第三者の所在が判明しない場合には、この限りでない。」とは、実施機関が合理的な努

力を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在を探知できない場合に、開示請求に係る手続が遅延することを避けるためである。

4 第3項について

(1) 第3項の規定を適用する場合を、「前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合」に限定したのは、第三者が開示に反対の意思を表示しないときは、当該第三者に対して事前の争訟の機会を確保する必要はないためである。

(2) 「開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない」とは、開示請求者の開示を受ける権利と第三者の争訟の機会の確保とを調整し、開示の実施までの期間を明確にしたものである。

なお、実施機関の開示決定に不服がある場合の審査請求期間は、行政不服審査法の規定により、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内とされているが、開示の実施までの期間を2週間としたのは、開示請求者の迅速に開示を受けるという期待をも考慮したものである。

(他の制度との調整)

第 15 条 他の法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が第 8 条第 2 項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示は行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第 8 条第 2 項の閲覧とみなして、前項の規定を準用する。

3 この節の規定は、次に掲げる書類等については、適用しない。

- (1) 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 53 条の 2 に規定する訴訟に関する書類及び押収物
- (2) 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 117 条第 1 項に規定する免許漁業原簿及びその附属書類

第 1 趣旨

本条は、この条例と他の法令等による開示の実施との調整について定めたものであり、他の法令等の規定により、何人にも本条例に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合には、この条例に基づく開示を重ねて認める必要性がないことから、当該同一の方法による開示に係る当該公文書については、この条例の規定を適用しないことを定めたものである。

第 2 解釈・運用

1 本条の対象となる場合には、この条例の規定は適用されないが、実施機関が当該公文書について他の法令等の規定により開示を行い得る主体でもあるときは、当該実施機関は、開示請求を当該他の法令等に基づくものとして取り扱い、当該他の法令等の規定を適用して開示の決定等を行うこととなる。

2 本条の対象となる法令等の規定は、「何人にも」開示すべき旨の規定に限るものであり、対象者が限定されている場合には、この条例と当該法令等とが並列的に適用される。また、法令等の規定により、この条例に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合であつて、閲覧等の期間、方法又は閲覧等を行うことができる公文書の範囲等を限定している場合においても同様にこの条例と当該法令等とが並列的に適用されることとなる。

なお、この条例と当該法令等とが並列的に適用される場合には、この条例に基づく開示・非開示の決定に当たっては、当該法令等の規定の趣旨を考慮しつつ、当該公文書がこの条例の非開示情報に該当するか否かを個別に判断することとなる。

3 「他の法令等」とは法律、政令、府省令その他の命令をいう。また、条例及びこれに基づく規則等の地方公共団体が定める法規も含む。

(1) 他の法令等の規定により開示を行う主体には、開示請求に係る実施機関のみならず、他の実施機関、国、独立行法人等、他の地方公共団体、県以外が設立した地方独立行法人その他の主体も含まれる。

(2) たとえば、登記簿の閲覧及び写しの交付は、本条の対象となる。

4 「当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない」とは、他の法令等の規定において、開示請求者に公文書を開示することとされているものの、一定の場合に開示をしない旨の定めがあるときは、この条例に基づき開示請求した場合の開示の範囲と必ずしも同一にはならないことから、本条の対象とはならないとするものである。

(1) 他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときであっても、この条例に基づき開示請求した場合の開示の範囲と実質的に同一であることが明らかであるときは、本条の対象となる。

(2) たとえば、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報の開示請求は、同法及び鳥取県個人情報保護条例の規定に基づき、何人も実施機関に対し自己の個人情報を記録する公文書の開示を請求することができ、その開示の方法はこの条例に基づき開示請求した場合と同一とされ、その非開示情報についてもこの条例の非開示情報との整合性が確保されているため、本条の対象となる。

5 「法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第8条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する」とは、「縦覧」は、閲覧と同様の開示の形態であることから、法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、この条例の閲覧とみなして、閲覧による開示はしないものである。

6 訴訟に関する書類及び押収物（刑事訴訟法）、免許漁業原簿（漁業法）については、これらの個別法において開示の手続きが体系的に整備されており、この条例の規定は適用しない。

第16条 削除

(費用負担)

第17条 この節の規定により公文書の写しの交付その他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

第1 趣旨

本条は、公文書の写しの作成及びその送付に要する費用を請求者の負担とすべきことを定めたものである。

第2 運用・運用

費用負担に関する具体的な事務の取扱いについては、事務取扱要綱第7に定めるところにより行うものとする。

鳥取県情報公開条例施行規則別表

区 分			金 額
公文書の写し その他の物品 の作成に要す る費用	文書、図画若しくは 写真を複写した もの又は電磁的記 録を出力した用紙 若しくは当該用紙 を複写したもの	日本工業規格A列3 番までの大きさの もの	単色刷りの場合1枚につき10円
			複色刷りの場合1枚につき20円
		日本工業規格A列3 番を超える大きさの もの	写しの作成に要する実費の額
	写真フィルムを印画したもの		1枚につき 10円
	スライドを印画したもの		1枚につき100円
	スライドを複写したもの		1枚につき260円
	光ディスク(CD-R)に複写したもの		1枚につき 30円
	光ディスク(DVD-R)に複写したもの		1枚につき 50円
	録音テープに複写したもの		1巻につき 50円
公文書の写しその他の物品の送付に要する費用			送付に要する実費の額

備考 用紙の両面を使用する場合は、2枚として計算する。

(開示請求をしようとするものに対する情報の提供等)

第 18 条 実施機関は、開示請求をしようとするものが容易かつ確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が管理する公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講じなければならない。

第 1 趣旨

本条は、この条例の円滑な運用を確保するため、実施機関が開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるよう定めたものである。

第 2 解釈・運用

- 1 「公文書の特定に資する情報の提供」とは、開示請求をしようとする公文書を具体的に特定することができる情報を提供するという意味である。開示請求書には、「開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」を記載しなければならないこととされているので、開示請求が容易かつ適切に行われるためには、実施機関による情報の提供が不可欠である。
- 2 「その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置」とは、情報公開制度の仕組みや手続に関する相談、実施機関の組織、業務内容、事務の流れ等開示請求を行う上で必要となる情報の提供、請求のあった公文書の所在確認や特定に係る相談と必要な支援等をいう。

(全国学力調査情報の使用に当たっての配慮)

第 18 条の 2 全国学力調査情報（第 9 条第 2 項第 7 号に規定する調査のうち全国的な児童等の学力の実態を把握するため実施されるものの調査結果に関する情報であって、特定の学校又は学級を識別することができるものをいう。以下同じ。）の開示決定を受けた者は、この条例の目的及び第 4 条の規定の趣旨を踏まえ、成長段階にある児童等の心情に配慮し、特定の学校又は学級が識別されることにより学校の序列化、過度の競争等が生じることのないように当該全国学力調査情報を使用しなければならない。

第 18 条の 2（全国学力調査情報の使用に当たっての配慮） 関係

第 1 趣旨

本条は第 4 条（適正使用）の特則として、全国学力調査情報の開示を受けた者の配慮を定めたものである。

第 2 解釈・運用

- 1 「この条例の目的及び第 4 条の規定の趣旨を踏まえ」とは、第 1 条に定める「県民参加による開かれた公正な県政の推進に資する」という条例の目的及び第 4 条に定める「公文書の開示を請求しようとするものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即し適正に使用しなければならない」という開示請求者の責務を踏まえるということである。
- 2 「成長段階にある児童等の心情に配慮し」とは、安易な順位付けや誤った序列意識などにより、成長段階にある児童生徒が劣等感や優越感を抱くなど精神的なマイナスの影響が生じないよう教育上の配慮をするということである。
- 3 「特定の学校又は学級が識別される」とは、学校・学級名を明示する場合のほか、他の情報と組み合わせることにより特定の学校・学級が識別される場合も含む。
- 4 「学校の序列化、過度の競争等が生じることのないよう」とは、安易に学校を順位付けすることや必要以上に学校間の競争を招くことがないようということである。

(審査請求の手續)

第 18 条の 3 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求は、実施機関に対してするものとする。

2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない

第 1 趣旨

本条は、行政不服審査法に基づく審査請求の方法等を明らかにしたものである。

第 2 解釈・運用

1 審査請求すべき行政庁を明らかにしたものである。

2 前項に定める審査請求については、行政不服審査法に定める審理員を指名しないことを定めたものである。

(審議会への諮問等)

第 19 条 実施機関は、前条第 1 項に規定する審査請求があったときは、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県情報公開審議会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であるとき。

(2) 裁決で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第 21 条第 2 号において同じ。）を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示するとき。ただし、当該公文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

第 1 趣旨

本条は、開示請求に対する決定について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合、公正・中立な第三者機関である審議会への諮問の手續を定めたものである。

第 2 解釈・運用

1 「審査請求があったとき」とは、部分開示又は非開示の決定等があった場合に開示請求者が審査請求を行った場合のほか、公文書が開示されることによりその権利利益が侵害されることとなる第三者が審査請求を行った場合をいう。

2 「審査請求が不適法であるとき」とは、審査請求人に審査請求適格がないこと、審査請求期間の経過等の要件不備により、当該審査請求を却下する場合をいう。

3 第 2 項は、実施機関が審査請求に対する裁決を行う場合においては、審議会の答申を十分に尊重しなければならない旨を定めたものである。

4 審査請求があった場合の手續に関する具体的な事務の取扱いについては、行政不服審査法に定めるもののほか、事務取扱要綱第 9 及び鳥取県情報公開審議会運営要領（平成 28 年 3 月制定）に定めるところにより行うものとする。

(諮問をした旨の通知)

第 20 条 前条第 1 項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第 1 趣旨

本条は、諮問をした実施機関に対し、審議会に諮問した旨を審査請求人及び関係者に通知することを義務付けたものである。

第 2 解釈・運用

- 1 通知すべき相手方の範囲は、不服審査手続に既に関与している審査請求人及び参加人のほか、開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）、当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）である。
- 2 「参加人」とは、実施機関の裁決に利害関係を有するものであって、審査請求に係る審査手続に参加するものをいう。
- 3 本条の通知を実施機関に行わせることとしているのは、反対意見書を提出した第三者がいるかどうかについて審議会は知り得ないこと、審査請求人及び関係者にとって、意見書提出等の準備の都合上、できる限り早い段階で通知されることが望ましく、また、審議会にとってもその方が速やかに調査審議を進められることによるものである。

(審査請求を棄却する場合等における手続)

第 21 条 第 14 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該審査請求に係る公文書の全部又は一部を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第 1 趣旨

本条は、第三者に関する情報が記録されている公文書の開示決定等に対する審査請求について、第三者からの審査請求を却下若しくは棄却する場合又は非開示決定を変更して当該公文書を開示する場合に、当該第三者に訴訟提起の機会を確保することを定めたものである。

第 2 解釈・運用

- 1 非開示決定が行われたときは、その時点では第三者の権利利益を侵害するおそれはないが、当該非開示決定に対する審査請求が行われた結果、裁決で当該非開示決定が変更され、公文書を開示することとした場合には、開示決定を行う場合と同様に事前に第三者の手続的保障を図る必要がある。

また、開示決定に対して第三者がその取消しを求める審査請求を提起した場合においても、審査請求を却下し、又は棄却するときは、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保する必要がある。

- 2 このため、これらの場合については、審査請求に対する裁決の日と開示の実施の日との間に 2 週間以上置き、第三者が訴訟を提起する機会を確保することとしたものである。
- 3 本条は、裁決で非開示決定が変更された場合の規定であり、裁決で取り消された場合には、原処分を行った実施機関は、当該裁決の趣旨に沿って開示決定を行うこととなる。この開示決定は第 7 条に基づくものであり、第 14 条第 3 項が適用されることから、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に 2 週間以上置かなければならない。

(設置)

第 22 条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県情報公開審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- (1) 第 19 条第 1 項の規定による諮問に応じて審議すること。
- (2) 公文書条例第 18 条第 2 項の規定による審査請求に係る諮問に応じて審議すること。
- (3) この条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。
- (4) 第 7 条第 6 項の規定による報告を受けること。

(組織)

第 23 条 審議会は、委員 5 人以内で組織する。

(委員)

第 24 条 委員は、優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第 25 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 26 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 27 条 削除

第 22 条から第 27 条（鳥取県情報公開審議会）関係

第 1 趣旨

- 1 第 22 条は、知事の附属機関としての審議会の設置を定めたものであると同時に、その所掌事務について定めたものである。
- 2 第 23 条から第 26 条までは、審議会の組織、委員、会長及び会議について定めたものである。

第 2 解釈・運用

1 第 22 条関係

- (1) 「第 19 条第 1 項の規定による諮問に応じて」とは、審議会は、知事の附属機関として設置するものであるが、全ての実施機関の諮問に応じて調査審議を行うものである。
- (2) 「この条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること」とは、制度の基本的事項の改正、制度運営上の基本的な改善のほか苦情処理など、知事に対して、意見を述べることができるということである。

2 第 24 条関係

- (1) 委員の任期は 2 年であるが、その再任は妨げないものである。
- (2) 審議会の委員は、地方公務員法上、守秘義務を負わないものであるが、審議会の機能にかんがみ、審議会の委員に守秘義務を課したものである。

(審議会の調査権限)

第 28 条 審議会は、必要があると認めるときは、第 19 条第 1 項の規定により諮問をした実施機関又は公文書条例第 18 条第 2 項の規定により諮問をした知事（以下「諮問機関」という。）に対し、審査請求に係る公文書又は特定歴史公文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書又は特定歴史公文書等の開示を求めることができない。

2 諮問機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、審査請求に係る公文書又は特定歴史公文書等に記録されている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第 1 項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問機関（以下「審査関係人」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審議会は、前 2 項の資料又は意見書が提出されたときは、その写しを当該資料又は意見書を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該資料又は意見書を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

(意見の陳述)

第 29 条 審議会は、審査関係人から申立てがあったときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第 30 条 審査関係人は、審議会に対し、意見書又は資料（以下この条において「意見書等」という。）を提出することができる。

2 審議会は、審査請求に係る諮問に対し開示決定又は特定歴史公文書等を利用させるとの決定をすべき旨の答申をしようとするときは、第 14 条第 1 項及び第 2 項又は公文書条例第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定による意見書を提出する機会を付与しなかった第三者に対し、意見書等を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3 前 2 項の規定により審査関係人又は第三者が意見書等を提出する場合において、審議会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該審査関係人又は第三者は、その期間内にこれを提出しなければならない。

4 審議会は、第 1 項及び第 2 項の意見書等が提出されたときは、その写しを当該意見書等を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該意見書等を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

第 31 条 この節の規定により審議会が行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第 32 条 審議会は、第 19 条第 1 項又は公文書条例第 18 条第 2 項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、その概要を、審議会が適切と認める方法により公表するものとする。

(雑則)

第33条 前節及びこの節に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

第28条から第33条（審査請求に係る調査審議の手続）関係

第1 趣旨

- 1 第28条は、審議会は実施機関に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めるなど、審議のために必要な調査を行うことができる旨を定めたものである。
- 2 第29条は、審議会は審査請求人等から口頭で意見を述べたい旨の申立てがあったときは、必要に応じてその機会を与えなければならないことを定めたものである。
- 3 第30条は、審査請求人等は審議会に対し、意見書又は資料を提出することができること及び審議会は開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が含まれている場合、当該公文書の非（部分）開示決定に対する審査請求に係る諮問に対し開示決定をすべき旨の答申をしようとするときは、第三者意見照会をしなかった第三者に対し、意見書等を提出する機会を与えなければならないことを定めたものである。
- 4 第31条は、審議会の審査請求に係る調査審議の手続（諮問から答申まで）を非公開とすることを定めたものである。
- 5 第32条は、審議会が答申を行ったときは、審査請求人等へ答申書の写しを送付すること及び審議会が適切と認める方法により答申の概要を一般に公表すべきことについて定めたものである。
- 6 第33条は、審議会の運営に関し必要な事項については、審議会が別に定めることを定めたものである。

第2 解釈・運用

1 第28条関係

- (1) 審議会は、迅速かつ適切な判断を行うため、審査請求に係る公文書を実際に見て実施機関が行った開示・非開示の判断の妥当性や開示範囲について適切かどうか等について審理をすること（インカメラ審議）が必要であることから、審議会は必要があると認めるときは、「開示決定に係る公文書及び特定歴史公文書等」そのものについて、諮問を行った実施機関に対し、提示を求めることができることを明記したものである。
- (2) 諮問を行った実施機関は、審議会から第1項による求めがあったときは、必ず当該公文書を提出しなければならない義務を課したものである。
- (3) 審査請求に係る当該公文書が大量である場合、複数の非開示情報が援用されている場合等にあつては、当該事案の論点を明確にし、迅速かつ的確な判断を行うため、その都度、審議会の指定する方法により分類、整理した資料を作成して、提出することを定めたものである。
- (4) 「その他必要な調査」とは、審議会が審議するために必要な実地調査を行うこと等をいう。
- (5) 第5項は、他の審査関係人から提出された資料等の内容を確認することにより、より実効的な意見の表明等が可能とするものであり、送付により第三者の権利・利益を害するおそれがある場合等を除き、資料等を提出した審査関係人以外に当該資料等を送付することとしたものである。

2 第29条関係

「補佐人」とは、審査請求事案についての専門的知識をもって審査請求人又は参加人を援助できる第三者をいう。

3 第30条関係

(1) 第1項関係

「意見書又は資料を提出することができる」とは、審査請求人等が審議会に対して意見書又は資料を提出することができる権利を付与したものである。

(2) 第2項関係

開示請求について、第三者意見照会されなかった第三者は審査請求できないため、非（部分）開示決定に係る審査請求に対し、審議会が開示の答申を行い、実施機関がこれを尊重して審査請求を認容する開示決定をした場合、当該第三者は意見を述べる機会がないまま情報が公開されてしまうことになる。

こうした事態を避けるため、審査請求に係る諮問に対し開示決定をすべき旨の答申をしようとするときは、当該第三者に対し審議会は意見書を提出する機会を与えなければならないことを定めたものである。

4 第31条関係

審議会の審査請求に係る調査審議の手続は、審査請求に係る非開示情報等が記録された公文書をもとに、当該審査請求に係る開示決定等の適否について行われるものであることから非公開とするものである。

「調査審議の手続」とは、審査請求書の審議、審査請求人の意見書、実施機関の理由説明書又は資料に係る審議及び審査請求人及び実施機関の意見陳述等すべての手続をいう。これらの調査審議の手続については、非開示情報が含まれ、又は非開示かどうかの実質的判断の基となることから、非公開としたものである。

なお、審査請求に係る調査審議以外の会議については、原則として公開されるものである。

5 第32条関係

審議会が答申を行ったとき、審査請求人及び参加人へ答申書の写しを送付するとともに、答申の概要を一般に公表すべきこととしたのは、審議会における審議の経過等の透明性を担保するためである。

(特定出資法人による文書等の開示)

第33条の2 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費（以下「資本金等」という。）の総額の2分の1以上を支出している法人（県が設立した地方独立行政法人、公社及び全部出資法人を除く。以下「特定出資法人」という。）は、前章第1節の規定に準じて、当該特定出資法人の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド及び電磁的記録であって、当該特定出資法人の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該特定出資法人が保有しているもの（指定管理者にあっては、公文書を除く。以下「特定法人文書」という。）の開示の請求手続その他情報の公開に関する規程を定め、特定法人文書の開示を行わなければならない。

第1 趣旨

条例第1条(目的)に定められている「県民の知る権利」に応えるためには、県政を補完あるいは県政に密着した法人等の情報公開も重要であり、全部出資法人は特に県政と関係が深いことから実施機関とされている。

本条は、特定出資法人は実施機関とはされていないが、その出資等の公共性にかんがみ、情報の公開を推進すべきであることから、情報の公開に関する規程を定め、出資法人の保有する文書の開示を行わなければならないことを定めたものである。

なお、この規定は次条による特定出資法人に対する文書等の提出要請の前提となるものである。

第2 解釈・運用

- 1 「職員が職務上作成し、又は取得した」、「文書、図画、写真、スライド及び電磁的記録」、「当該特定出資法人の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該特定出資法人が保有しているもの」とは第2条第2項の解釈と同様である。
- 2 指定管理者にあっては、公文書を除くのは、公文書は情報公開条例により開示されるためである。

(特定出資法人に対する文書等の提出要請)

- 第 33 条の 3 特定出資法人に対して特定法人文書の開示の請求を行い、その全部又は一部を開示しない旨の決定を受けた者は、当該特定出資法人を所管する実施機関に対して、当該特定出資法人に当該特定法人文書の写しの提出を求める旨の要請（以下「提出要請」という。）をすることができる。
- 2 提出要請は、次に掲げる事項を記載した要請書を実施機関に提出する方法により行わなければならない。
- (1) 提出要請をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
 - (2) 提出要請に係る特定法人文書を特定するために必要な事項
 - (3) その他規則で定める事項
- 3 提出要請を受けた実施機関は、特定法人文書を保有する特定出資法人に、期限を定めて当該特定法人文書の写しの提出を求めるものとする。この場合において、当該実施機関は、当該期限を、当該提出要請をした者に書面により通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、実施機関から特定法人文書の写しの提出を求められた特定出資法人は、正当な理由がある場合を除き、当該特定法人文書の写しの提出を拒んではならない。
- 5 提出要請を受けた実施機関は、特定出資法人から特定法人文書の写しの提出を受け、又はその提出を拒まれたときは、第 7 条第 1 項から第 4 項までに定めるところにより、開示決定等を行わなければならない。この場合において、これらの規定中「開示請求があつた日」とあるのは、「特定法人文書の写しの提出を受け、又はその提出を拒まれた日」とする。

第 1 趣旨

特定出資法人は、情報の公開に関する規程を作成しその保有する文書の開示を行うこととされているが、出資法人等の情報の公開に関する規程による非開示決定(その保有する文書の全部又はその一部を非開示とする決定)は行政処分でないことから、特定出資法人が開示しないと判断すれば、それ以上争うことができず法的な担保が十分でない。

そのため、特定出資法人から非開示決定を受けた者は、当該特定出資法人を所管する実施機関に対して、非開示決定を受けた文書の提出を求め、県の文書として開示決定等を行われることにより、法的な判断を求める途を開き、県民の知る権利にこたえようとするものである。

第 2 解釈・運用

- 1 特定出資法人は独立した団体であり、一義的には、当該特定出資法人が自ら説明責任を果たすべきものである。

よって、その非開示決定が、団体の最終的な決定であるべきであり、特定出資法人が異議の申出制度(別に示している出資法人情報公開モデル規程第 1 3 条に規定しているものをいう。)を有する場合には、これを行うように求めるものとする。

ただし、異議の申出をしても容認される可能性がない等の場合、団体に異議の申出を行わずに県に提出要請されてもこれを受けるとする。

- 2 開示請求拒否(存否応答拒否)の場合に提出を求めないのは、県が開示又は非開示決定をすることにより当該文書の存否が明らかになること等により、提出しないことに正当な理由があることが明らかであるためである。

なお、開示請求拒否の場合、条例第 3 9 条による苦情処理により解決することが適当である。

- 3 県において、提出された文書の写しを要請者に開示するのかどうかの決定に当たっては、開示による不利益等を慎重に判断し、県が開示するときには、一般的に県の開示決定に対して特定出資法人等も不服申し立てすることが出来る。よって、県に提出すること自体が不利益となることは少なく、正当な理由がなければ提出を拒否出来ないこととしたものである。
- 4 特定出資法人が県への提出を拒否出来る正当な理由としては、著作権法等法令により禁じられて

いるもののほか、特許クラスの機密情報等社会通念に照らし県に対しても提出しないことが合理的と認められる情報に該当する場合は該当するものと解されるが、情報の性質や秘密性の度合いを考慮しながら、県に提出することにより法人が受ける不利益と、文書が提出されないことにより要請者が受ける不利益とを比較衡量して判断するものとする。

また、法人の開示決定等について法人に対して異議の申出がなされ審査中の場合など県で開示決定等を行うことが適当でない認められる場合も正当な理由となる場合がある。

- 5 本規定により県に個人情報を提出することは、個人情報保護法(平成15年法律第57号)第23条第1項第1号に該当するものと解される。

なお、県へ提出された個人情報は、鳥取県個人情報保護条例により保護されることとなる。

- 6 特定出資法人が非開示決定したものを開示決定をしようとするときには、第3者意見照会を行うこと。

ただし、当該特定出資法人が当該第3者に意見照会をしている場合、当該第3者の所在が判明しないときは、この限りでない。

なお、当該特定出資法人が当該第3者に意見照会をし、反対の意見書が提出された場合、県が意見照会したものと同様に扱うものとする。

また、当該出資法人に関する情報については、当該出資法人が行った非開示決定により、開示に反対の意思を示している部分及び理由が明確であることから、改めて意見照会を行う必要はない。

- 7 本規定により提出された文書は、県がもともと保有しておらず、直接説明責任を果たすためのものではないことから、開示することにより法人に不利益がある情報がみだりに開示されないように留意すること。

(情報公開の一層の推進)

第 34 条 実施機関は、この条例の目的にかんがみ、公文書の開示をするほか、県民に対し、必要な情報を分かりやすく、積極的に提供しよう努め、情報公開の一層の推進を図るものとする。

第 1 趣旨

本条は、情報公開の一層の推進に対する県の基本的な責務について定めたものである。

第 2 解釈・運用

本条は、開示請求に基づいて公文書の開示がなされる公文書開示制度のほか、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、公文書開示制度と相互に補完し合う関係にある情報提供政策の充実を図り、情報公開を一層推進していくことを明らかにしたものである。

(情報提供施策の充実等)

第 35 条 実施機関は、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供施策の充実に努めるものとする。

第 1 趣旨

本条は、情報公開の一層の推進を図るため、実施機関の保有する情報提供施策の充実について定めたものである。

第 2 解釈・運用

- 1 「広報及び広聴活動の充実」とは、県政だより等を通じて、広報・広聴活動の量的充実、質的向上に努めることをいう。
- 2 「刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等」とは、事業概要、統計書、調査・報告書等の行政資料を県民室、中部・西部の各地域県民室、公文書館等に配架し、県民の閲覧に供するほか、写しの交付等の情報提供を行うとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を利用し、情報提供施策の推進を図ることをいう。
- 3 「情報提供」とは、県民からの請求を待つことなく、県が自主的に情報を公にすることをいう。

(計画等の積極的な公開)

第 36 条 実施機関は、重要な計画、事業等について、進行状況その他の情報の公開を積極的に行い、県民の理解と協力を深めるよう努めるものとする。

第 1 趣旨

本条は、県が策定する重要な計画、事業等について、進行状況等の情報を積極的に公開し、県民の理解と協力を求めることについて定めたものである。

第 2 解釈・運用

- 1 「重要な計画、事業等」とは、県民の関心が高いと思われるビジョン、公共事業等の 5 か年計画、大規模なプロジェクト等をいう。
- 2 「進行状況その他の情報公開」とは、政策決定のなされた計画や事業等の内容を詳細に分かりやすく県民に公開するのはもちろんのこと、県民とともに歩む県政を推進するために、政策決定過程における計画や事業の進行状況や政策課題の具体的内容等について、できる限り県民に公開することをいう。

(会議の公開)

第 37 条 実施機関の附属機関その他これに類する会議は、公開するものとする。ただし、法令等の規定により公開することができないとされているとき及び次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 非開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 知事は、会議の公開に関し準拠すべき指針を定め、これを公表するものとする。

第 1 趣旨

本条は、開かれた県政の一層の推進と県政における政策決定等の透明性をさらに向上させるため、審議会等の会議の公開について定めたものである。

第 2 解釈・運用

- 1 「附属機関の会議」とは、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、実施機関が所掌する事項について、調停、審査、審議又は調査等を行うために設置された附属機関の会議をいう。
- 2 「その他これに類する会議」とは、実施機関の下に設置された附属機関に準ずる機関で実施機関が別に定める会議をいう。
- 3 附属機関その他これに類する会議の公開・非公開の判断は、法令等の規定により非公開とされている場合を除き、当該附属機関等が会議に諮って決定するものである。
- 4 「当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合」とは、審議の妨害や委員に対する圧力等により、議事運営に支障が生ずると認められる場合に限るものである。
- 5 非公開の会議の開催と当該会議の議事録及び資料等の公開とは、性質を異にするものであることから、議事録及び資料等の公開については、当該会議の公開・非公開にかかわらず、非開示情報に該当するかどうか判断する必要がある。
- 6 本条の運用に当たっては、「審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針」（平成 12 年鳥取県告示第 218 号）及び「審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針に関する解釈及び運用について」（平成 12 年県民第 2752 号鳥取県総務部長通知）を参照すること。

(県が出資する法人等の情報公開)

第 38 条 県が資本金等を支出している法人（県が設立した地方独立行政法人、公社、全部出資法人及び特定出資法人を除く。以下「一般出資法人」という。）及び県が補助金等（補助金、負担金、利子補給金、交付金又は貸付金をいう。以下同じ。）を交付している法人等（県が交付する補助金等の額が、国が交付する補助金等をその財源としない補助金等にあつては1会計年度につき1,000万円、それ以外の補助金等にあつては1会計年度につき5,000万円に満たないもの及び一般出資法人を除く。以下「補助金等交付団体」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該一般出資法人及び補助金等交付団体の保有する情報のうち営業秘密（研究開発、生産、販売その他の事業活動に関する情報であつて、秘密として管理されているものをいう。）に当たらないもの（補助金等交付団体にあつては、当該補助金等の交付の対象となつた事務又は事業に係るものに限る。）の公開に努めなければならない。

2 特定出資法人及び県が資本金等の総額の4分の1以上を支出している一般出資法人は、当該特定出資法人及び一般出資法人の業務及び財務に関する資料をその事務所に備え置き、一般の閲覧に供するよう努めなければならない。

第1 趣旨

本条は、県から出資等を受けた法人及び県から一定額以上の補助金等の交付を受けた団体についても、出資等及び補助金等交付の公共性にかんがみ、情報の公開を推進すべきであることから、出資法人及び補助金交付団体は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人及び補助金等交付団体の保有する情報のうち営業秘密に当たらないもの（補助金等交付団体の場合は、当該補助金等の交付の対象となつた事務又は事業に係るものに限る。）の公開に努めなければならないことを定めたものである。

第2 解釈・運用

1 「資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費を支出」とは、株式会社、有限会社等への出資、財団法人の基本財産への出損及び公益法人が事業を行うために設ける基金への出資又は出捐並びに社団法人の会費の支出を行う場合をいう。

なお、県が設立した独立行政法人、公社及び全額出資法人も出資法人であるが、実施機関として位置づけられているため、本条及び次条の対象からは除かれる。

また、特定出資法人については、条例第33条の2の規定により、情報公開に関する規程を作成し、その保有する情報を公開していくことが義務づけられていることから、本条及び次条の対象からは除かれる。

2 補助金等の金額は、複数の補助金等の交付を受けている場合、その総額である。

従つて、単県補助金等の合計額が1千万円以上であるか、その他の補助金等の合計額が5千万円以上である場合には、この規定が適用となる。

3 研究開発の内容、生産上のノウハウなどで企業において機密情報として扱われているものは、公開することにより企業に不利益があり、通常公開されるべきものではないため、公開努力義務の対象外であることを確認的に規定したものである。

4 資本金等の総額に占める県から出資又は出捐を受けた額の割合が4分の1以上の法人は、当該法人の業務内容、財務等に関する資料を事務所に備え置き、県民の閲覧に供することを明らかにしたものである。

(県が出資する法人等の情報公開の推進のための措置)

第 39 条 知事は、特定出資法人、一般出資法人及び補助金等交付団体の性格及び業務内容に応じ、当該特定出資法人、一般出資法人及び補助金等交付団体の情報（補助金等交付団体にあつては、補助金等の交付の対象となった事務又は事業に係るものに限る。以下同じ。）の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、特定出資法人、一般出資法人及び補助金等交付団体の情報の公開に関する相談、苦情の申出等に応じるとともに、必要な情報提供を行うため、相談窓口を設置するものとする。

3 知事は、特定出資法人、一般出資法人又は補助金等交付団体の情報の公開に関する苦情（提出要請をすべきものを除く。）の申出を受けたときは、申出の内容を調査の上、必要があると認めるときは、当該特定出資法人、一般出資法人又は補助金等交付団体に対して指導を行うものとする。

第 1 趣旨

本条は、特定出資法人、一般出資法人及び補助金等交付団体の性格及び業務内容に応じて、情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずることを県の責務として条例上明らかにしたものである。

第 2 解釈・運用

1 特定出資法人、一般出資法人及び補助金等交付団体の情報公開に関して、相談、苦情の申出に応じたり、必要な情報の提供を行うため、相談窓口を設置することを明らかにしたものである。

なお、この相談窓口は、県民参画協働課に設けるものとする。

2 特定出資法人、一般出資法人又は補助金等交付団体の情報公開に関して苦情の申出を受けたときは、当該出資法人又は指定管理者の所管課は、申出の内容について調査を行い、必要に応じて、特定出資法人、一般出資法人又は補助金等交付団体に対して指導を行うことを明らかにしたものである。

3 なお、全部出資法人については、実施機関となり、本条例の規定に基づき情報公開を行うため、本条及び次条の対象からは除かれる。

(公文書の管理)

第 40 条 実施機関（全部出資法人及び指定管理者を除く。）は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書条例の規定に基づき、公文書を適正に管理しなければならない。

2 全部出資法人及び指定管理者は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の管理に関する規程を設けるとともに、公文書を適正に管理しなければならない。

第 40 条（公文書の管理）関係

第 1 趣旨

本条は、この条例が適用される前提として、開示請求の対象となる公文書が適正に管理される必要があることから、その旨を定めたものである。

第 2 解釈・運用

1 公文書は、この条例において開示請求権という権利の客体であり、その管理はこの条例の運用を適正かつ円滑に行う必要があることから、その趣旨を条例上明らかにしたものである。

2 全部出資法人及び指定管理者を除く実施機関は鳥取県公文書の管理に関する条例（平成 23 年鳥取県条例第 52 号。）の実施機関でもあり、この条例に基づき適切に管理すべきことを確認的に規定したものである。

3 「公文書の管理に関する定め」とは、全部出資法人及び指定管理者が定める各実施機関の文書管理規程、文書の保管、保存に関する規程等をいう。

(運用状況の公表)

第 41 条 知事は、毎年、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

第 1 趣旨

本条は、この条例の運用状況の公表に関する知事の責務を定めたものであり、この条例の運用状況を的確に把握して今後の適正な運用を図るとともに、運用状況を県民に公表することにより、情報公開制度の健全な発展を推進する趣旨である。

第 2 解釈・運用

運用状況の公表は、毎年度 5 月末までに前年度の運用状況について、開示請求件数、開示決定等の件数、審査請求の件数、答申の件数及びこれらの概要等を、鳥取県公報への登載及びインターネットの県のホームページへの掲載等を行うことにより行うものとする。

(規則への委任)

第 42 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 1 趣旨

本条は、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が規則により定めることとしたものである。

(罰則)

第 43 条 第 24 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 43 条 (罰則) 関係

第 1 趣旨

本条は、審議会の委員が職務上知ることができた秘密を漏らした場合の罰則を定め、守秘義務を制度上担保するものである。

第 2 解釈・運用

審議会には、第 28 条第 1 項の規定により、非開示情報が記録された公文書を直接見分するいわゆるインカメラ審理の権限が与えられていることにかんがみ、審議会の委員が第 24 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした場合には、第 43 条に定める罰則を科すものである。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第38条及び第39条の規定は、同年10月1日から施行する。

(鳥取県公文書公開条例の廃止)

第2条 鳥取県公文書公開条例(昭和63年鳥取県条例第2号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 規則で定める日までの間は、第2条第1項中「教育委員会、公安委員会、警察本部長」とあるのは、「教育委員会」とする。

2 この条例の施行の前日に前条の規定による廃止前の鳥取県公文書公開条例(以下「旧条例」という。)第7条第1項の規定によりなされた決定に係る処分、手続その他の行為については、第19条の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

3 第7条又は第19条の規定の適用については、旧条例の規定によりなされた請求、決定又は不服申立ては、この条例の相当規定によりなされた請求、決定又は不服申立てとみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第13条第1項の規定により設置されている鳥取県公文書公開審議会は、第22条の規定により設置された審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

5 この条例の施行の際現に旧条例第13条第3項の規定により鳥取県公文書公開審議会の委員に任命されている者は、第24条第1項の規定により審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日における鳥取県公文書公開審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(鳥取県行政手続条例の一部改正)

第4条 鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第5条 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則第1条(施行期日) 関係

第1 趣旨

この条例の施行期日について定めたものである。

第2 解釈・運用

この条例は、平成12年4月1日から施行することを定めたものである。

なお、第38条及び第39条(出資法人の情報公開)については、平成12年10月1日から施行する。

附則第3条(経過措置) 関係

第1 趣旨

本条は、この条例の施行に伴う所要の経過措置について定めたものである。

第2 解釈・運用

1 第1項について

本項は、公安委員会及び警察本部長は、知事が規則で定める日から実施機関に加わることを定めたものである。

2 第2項について

本項は、この条例の施行日前に廃止前の鳥取県公文書公開条例（以下「旧条例」という。）による開示決定に係る処分、手続等については、旧条例によることを定めたものである。ただし、第19条（審議会への諮問等）の規定は、これらの処分、手続等に適用するものである。

3 第3項について

本項は、この条例の第7条（開示決定等）又は第19条（審議会への諮問等）の規定を適用する場合においては、旧条例の規定による開示請求、開示決定又は不服申立ては、この条例の相当規定によりなされた開示請求、開示決定又は不服申立とみなすことについて定めたものである。

4 第5項及び第6項について

- (1) 第5項及び第6項は、審議会の継続性について定めたものである。
- (2) 第5項は、旧条例第13条第1項の規定により設置されている鳥取県公文書公開審議会は、条例第22条の規定により設置された審議会となることについて定めたものである。
- (3) 第6項は、この条例施行の際、現に鳥取県公文書公開審議会の委員に任命されている者は、審議会の委員に任命されているものとみなし、当該審議会の委員の残任期間は、鳥取県公文書公開審議会の委員としての残任期間と同一の期間とすることについて定めたものである。